

CMS Blue Monkey 使用許諾特約

この「CMS Blue Monkey 使用許諾特約」（以下「本特約」といいます。）は、下記のクラウドサーカス ソフトウェア使用許諾共通約款（以下、「本共通約款」といいます。）の特約として、本ソフトウェア（第1条（1）号にて定義されます。）の使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）の契約条件を定めます。

記

（本共通約款の URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf）

以上

第1条 （定義）

本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 「当社」

クラウドサーカス株式会社をいいます。

(2) 「CMS」

Web サイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報（テンプレート）などを一元的に保存・管理するソフトウェアをいいます。

(3) 「本ソフトウェア」

当社が提供する CMS ソフトウェア「CMS Blue Monkey」をいいます。

(4) 「本 Web サイト」

本ソフトウェアを使用することを想定した仕様の Web サイトをいいます。

第2条 （本 Web サイトの制作委託）

本契約には、本 Web サイトの制作業務は含まれません。お申込者が、本 Web サイトの制作を当社に委託するときは、当社に本 Web サイトの制作に係る申込書を提出します。

第3条 （本ソフトウェアの課金開始日）

本ソフトウェアの課金開始日は、以下の各号のとおりとします。

- (1) お申込者が、本 Web サイトの制作を当社に委託したときは、下表のとおりとします。

条件	課金開始日
お申込者が本 WEB サイトの中間承認を行ったとき	中間承認日の翌月 1 日
お申込者が本 WEB サイトの中間承認の承認期限までに中間承認の結果を当社に通知しなかったとき	中間承認期限の翌月 1 日
中間承認を含まないプランのとき	申込書に記載の日又はお申込者と当社が別途合意した日

(2) お申込者が、当社以外の第三者が本 Web サイトを制作するために、本ソフトウェアの使用許諾のみを申し込むときは、本ソフトウェアの ID 及び及びパスワードがお申込者に交付された日の翌月 1 日

第 4 条 (データの削除)

1. お申込者は、必要に応じて本ソフトウェアに保存された本 Web サイトのコンテンツをエクスポートすることができます。
2. お申込者が、エクスポートされた本 Web サイトのデータを利用した Web サイトを本ソフトウェアを使用せずに、インターネット上に公開するときは、お申込者の費用負担にて、本 Web サイトにおけるデータの参照先の変更などの改修をする必要があることを予め了承します。
3. 本契約が終了したときは、当社は本 Web サイトのコンテンツを本共通約款第 25 条 (データの削除) の定めに従って削除することができます。

クラウドサーカス株式会社

制定日 2025 年 2 月 3 日